

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	35
総務県民生活	36
環境農林	37
福祉保健医療	38
産業労働企業	39
県土都市整備	40
文教	41
警察危機管理防災	42
特別委員会	
5か年計画	43
決算	44
自然再生・循環社会対策	46
地方創生・行財政改革	46
公社事業対策	47
少子・高齢福祉社会対策	48
経済・雇用対策	48
危機管理・大規模災害対策	49
人材育成・文化・スポーツ振興	49
新型コロナウイルス感染症対策	50

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案及び第170号議案について、「さきの9月定例会では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の活用可能額は地方単独事業分が0円、事業者支援分が約11億円という説明があったが、今回の補正予算第12号で約8億円、第13号で約298億円が計上されている。なぜ、これほどの額を予算計上できたのか」との質疑に対し、「9月定例会後、他県への照会等を行い、本県がこれまで地方単独事業分を充当していた『入院協力金』や『医療従事者手当』について事業者支援分を充当できることが判明したため、地方単独事業分から事業者支援分に振り替えることとした。この振替により地方単独事業分の残高が約11億円となったことから、今回の補正予算第12号で約8億円を活用するものである。また、補正予算第13号では、地方単独事業分について、現在国会で審議されている国の補正予算第1号で本県に250億円から300億円の交付が見込まれており、ワクチンを接種したくてもできない方へのPCR検査や、感染拡大時の検査費用などが別枠で配分されることなどを踏まえて298億円を計上したものである」との答弁がありました。

次に、第155号議案について、「権限移譲を受ける市町村は、事務の実施に当たって新たな財政負担が発生するが、財源の手当てはされているのか。また、移譲するに当たり、市町村の意向をどのように確認しているのか」との質疑に対し、「事務処理に必要な経費については、埼玉県分権推進交付金として、

移譲事務ごとに必要経費を積算して市町村に交付している。意向の確認については、受入れまでに対面や書面を含め4回以上にわたり市町村と協議を行っている」との答弁がありました。

このほか第161号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第170号議案については多数をもって、第151号議案、第155号議案及び第161号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「コロナ禍における選挙管理体制について」質問が行われました。

その中で、「期日前投票の会場が混雑する原因は、投票日に選挙に行けない理由やサインなどを書かせているからだと思うが、どのような理由で書かせているのか。不要で削除できるものならサインもしなくてよいと考えるがどうか」との質問に対し、「サインなどは、公職選挙法で定める期日前投票の事由に該当することを確認するため、記載することが定められている。ただし、期日前投票所で書いてもらうことで混雑することがあるため、投票所入場券の裏面の記入欄にあらかじめ記入した上で投票いただくなど、できるだけ滞留が少なくなるよう市町村選挙管理委員会に依頼している。また、投票所においても、理由を記載する台を増設するなど、混雑緩和に努めていく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 関根信明

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議

について申し上げます。

まず、第151号議案について、「国の自動車保有関係手続のワンストップサービス、すなわちO S Sシステムの対象が、軽自動車の新車登録手続にも拡大されることにより生じるメリットは何か。また、O S Sの導入により、どの程度事務の効率化が図られるのか」との質疑に対し、「軽自動車の新車登録手続を行う方にとっては、窓口に出向く必要がなくなり、受付時間外でも申請や納付が可能となる。受付事務を行う行政機関等においては、オンラインでの自動審査が可能となり、紙での保存が不要となるなど事務負担軽減につながるメリットがある。また、現在、普通車では約75%がO S S申請となっているが、軽自動車についても、同程度までO S S申請になった場合、約65,000台分の自動審査が可能となる」との答弁がありました。

次に、第159号議案について、「工事の契約時における確認票や材料承諾書では、県産品を使用するよう努めることとなっており、県産品を使用しない場合は理由を記載することになっているが、どのように確認するのか」との質疑に対し、「県産品の使用については、3段階で確認を行っていく。1段階目として、契約時の契約約款で、2段階目として、工事着手前の施工計画書で、3段階目として、施工段階の材料承諾書で確認を行い、県産資材の利用を要請していく」との答弁がありました。また、「工事に使用する合成鋼管等、コンクリート構造物の耐用年数はおおむね50年とのことだが、この間に何か被害が生じた場合はどのように対応するのか。また、地上部に被害が生じた場合、原因がはっきりしないことがあるが、その確認を行うのか」との質疑に対し、「施工を原因として被害が生じた場合は受注者が、一方、引渡し後の管理瑕疵により被害が生じた場合は県が対応する。また、判断がつかないような場合は、有識者等を交えて科学的な根拠に基づき瑕疵の所在を明らかにしていくことが一般的である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第4号につきましては、請願者2,369名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。また、家計急変家庭への補助は父母負担軽減補助で対応しているところである。さらに、父母負担軽減補助の充実により、私立学校の生徒数の確保につながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっていると考える。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅に拡充することを求める本請願には賛成できない」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「先生方の努力に報いるためにも、また、未来を担う子供たちのためにも教育予算を増額し、埼玉の私学教育の良さを発展させるために採択すべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、『『埼玉県犯罪被害者等支援条例』制定・施行後の取組について』質問が行われました。

その中で、「県内で活動する二つの犯罪被害者支援団体と情報交換を行っているとのことだが、県ができる支援内容について、見出せたことはあるのか」との質問に対し、「現在、活動にかかる予算等も含め、団体に話を伺っているところである。実態把握を行った上で、今後どのような支援ができるか検討していきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「埼玉150周年記念事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第151号議案のうち農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県産農産物販売促進特別対策事業については、本事業の実施により、どのくらい県産米の消費が拡大し、余剰米が減少する見込みなのか」との質疑に対し、「本事業では、約1,500トンの県産米の販売を見込んでいる。事業期間が短期間であるため、販売量には限りがあるが、本事業を通じて県産米を取り扱う店舗を増やし、キャンペーン終了後も継続的に取り扱っていただけるよう取り組むことで販路の拡大を図り、余剰米の在庫の削減につなげていく」との答弁がありました。

また、「米が余っている背景には、米を食べる量の減少が考えられる。若い世代よりも中高年層の米食の減少が著しいという分析もあるが、本事業は、その点にアプローチできる内容になっているか」との質疑に対し、「事業で食の嗜好を変えていくことは難しいと考えているため、本事業では、米を購入する際に、できるだけ県産米を選んでもらうことを目標としている。米の購入先は、スーパーマーケットが5割程度を占めているため、県産米を常時取り扱う店舗を増やすことで、継続的に県産米を購入できる環境を作っていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の現状について」及び「小川町のメガソーラーに関する過日行われた環境影響評価技術審議会を受けての現状について」質問

が行われました。

その中で、「ソーラーシェアリングを活用して営農継続に貢献してもらうには、農地の一時転用許可後も許可条件のとおり営農されているかフォローすることが不可欠であるが、県は状況をどのように把握し、指導や改善を行っているのか」との質問に対し、「一時転用許可を受けた事業者は、当該農地の生産状況について、毎年県に報告することになっている。県は、その報告から収穫状況を把握し、収穫量の減少が、災害等の事情による一時的なものではなく継続するおそれがある事業者に対して、市町村農業委員会と連携し改善に向けた指導を行っている」との答弁がありました。

次に、「小川町のメガソーラーについて、事業者が説明会後に取りまとめた一般意見は、静岡県熱海市で発生した土砂災害の前であったため、その後における近隣住民の不安の声を十分に反映しているとは言えない。そのため、本審議会においても、しっかりと地元の声を聴くことが必要であったと考えるが、どうか」との質問に対し、「熱海市の土砂災害の後にも、地元の小川町長や町議会等から当該メガソーラー事業に関する要望をいただいている。知事意見の作成に当たっては、本審議会での技術的見地からの答申に加え、地元の要望や住民意見も十分に踏まえて取りまとめている」との答弁がありました。

なお、このほか、当面する行政課題として、環境部から「大気環境の現状について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議に

ついて申し上げます。

まず、福祉部関係では、第151号議案について、「クラスターが発生した障害者施設への看護師派遣については、あらかじめ看護師を確保しておくのではなく、クラスター発生時にその都度派遣する方法で対応することだが、契約書に具体的な派遣人数を記載しないで、いざというときに対応できるのか」との質疑に対し、「事業者には、その都度派遣することで対応できることを確認しているが、今後、第5波を超えるような事態が発生した場合には、対応が難しくなる可能性もある。契約方法を工夫し、確実に派遣できるようにしていく」との答弁がありました。

また、第170号議案について、「特例貸付について、返済が滞ってしまう方もいると思うが、どのように対応していくのか」との質疑に対し、「今般、国の通知により償還免除の要件が拡大された。これを踏まえ、特例貸付の実施主体である埼玉県社会福祉協議会に対し、返済が生活再建の妨げとならないよう十分配慮することを県としても申し入れていく」との答弁がありました。

また、「国の考え方は、今回の特例貸付の延長に合わせて、貸付から給付へという方向とのことだが、給付の方である生活困窮者自立支援金は支給要件が厳しいため、国に柔軟な対応を求めていく必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、「生活困窮者自立支援金については、就労による自立を図るため、若しくは、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために創設されたものである。この制度の現状の支給要件では、目的が達成できないなどといった声が現場から多く寄せられた場合には、国に伝えていくことが重要だと考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第168号議案について、「県内出身者の入学比率を高めることが、県内就職率の向上につながるということである。しかし、県立大学の推薦入試割合が40%であるのに対し、他県の学校では、48.9%と高くしているところもあるが、どう考えているか」との質疑に対し、「県内出身者の比率を高めるために推薦入学は大きな手段の一つであるが、大学では経営に与える影響や全体の学力の問題等も含めて総合的に検討している状況で

ある」との答弁がありました。

また、「感染症の教育に力を入れ、専門分野での人材を育成するべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、「現在、作成中の地域保健医療計画の中に、専門性の高い医療人材を養成することを目標に掲げるか検討している。新型コロナウイルスのパンデミックの状況下では、感染管理認定看護師が大活躍しており、県立大学においてはまず看護師としての基礎をしっかりと学んでいただき、将来的にはそのような専門性を生かせる医療人材を養成していくことが必要であると考えている」との答弁がありました。

また、第170号議案について、「国の検査件数実績によると、PCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査の検査割合は、約8対1対1で、PCR検査の割合が高くなっている。県ではPCR検査と抗原定性検査の検査割合を1対3としているが、PCR検査の希望が多いことをどう考えているか」との質疑に対し、「1対3の検査割合は、国の積算上の割合であり、実際の検査では、受検者の希望する検査を行うこととしている。PCR検査の希望割合が高く、予算の範囲を超える場合は、国と相談し、検査する方の希望に添えるように調整していきたい」との答弁がありました。

このほか、第160号議案についても活発な論議がなされ、第152号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第51号議案「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「第4条の2に動物に関する最新の知識の習得及び情報の発信に主体的に取り組むという努力規定が新設されているが、情報提供を受ける対象者や提供する情報はどのようなものを想定しているか」との質疑に対し、「飼い主になろうとする者の責務や、終生飼養をどのようにしなければならないのか、パンフレットなどで飼い主になろうとする

方たちに伝えていくことを想定している」との答弁がありました。

また、「財政上の措置を明記することについて、どのように考えているのか」との質疑に対し、「動物愛護推進員の応援体制の構築や関係先との連携に係る負担を考え、財政上の措置をしっかりとするために規定に盛り込んだ」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第51号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



副委員長 松井 弘

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案について、「国の事業再構築補助金の採択率は5割程度であり、中小企業や小規模事業者にとってはハードルが高いとの話を聞く。今回、補助金申請に必要な事業計画の策定を専門家等に依頼する際の経費を補助することのことだが、それだけで採択率は向上するのか」との質疑に対し、「今まで専門家に頼らずに計画を策定してきた事業者も、当該補助金を利用して相談しやすい環境を作ること、採択されやすい計画を策定することができ、採択率のアップが図れると考えている」との答弁がありました。

また、「現在、埼玉県には800を超える商店街があるが、今回のキャッシュレス決済の導入に取り組む商店街への支援では、どのくらいの商店街を支援の対象としているのか。また、これからどのようにキャッシュレス化を推進していくのか」との質疑に対し、「対象は基本的にすべての商店街と考えてい

る。今回、令和3年度中にキャッシュレス化に対応できるのは、しっかりと組織化されている商店街と見込まれるため、積算上は40の商店街とした。組織力の弱い商店街については、商工団体単位で申請することも可能であり、また、10店舗未満の小規模商店街については、特例措置も検討している」との答弁がありました。

また、「観光応援キャンペーンは、宿泊旅行者へ補助することで観光関連事業者を支援していくことが基本となっているが、例えば、スポーツ観戦後の宿泊など新たな切り口による需要喚起も可能だと考えるがどうか。また、対象を県外からの旅行者にも拡大することだが、PR方法はどのように考えているのか」との質疑に対し、「ラグビー観戦ツアーの企画等、観光地を巡る目的以外の様々な宿泊方法を広げていくことはとても重要だと考える。また、今回のキャンペーンや埼玉の観光情報を広く県外にもPRしていくため、オンライン予約サイトや旅行情報WEBサイトへの広告を実施するほか、高齢者向けには新聞広告を出稿するなどしていきたい」との答弁がありました。

このほか、第153号議案、第154号議案及び第170号議案についても、活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第6号につきましても、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、第57条に事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており、不合理なものとは言えない。また、税制改正は、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「家族専従者の働き分を必要経費と認めないのは、家族全体で経営が支えられている中小業者にとって、大きな不利益である。本県においても所得税法第56条の見直しへの動きがあり、時代遅れである同条は、廃止する必要がある」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決し

た次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 萩原一寿

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、都市整備部関係では、第151号議案について、「都市整備部として、今回初めて平準化に寄与するゼロ債務負担行為を設定するが、どのような理由で設定したのか」との質疑に対し、「昨年、国から施工時期の平準化の取組に関して、土木部局以外の部局による取組及び部局間連携の推進について通知があった。そこで、今年度、部内調整会議を組織し、情報共有と対応策を検討し、事業効果の早期発現が見込まれる公園の改修工事について、ゼロ債務負担行為を活用することとした」との答弁がありました。

また、第162号議案ないし第164号議案について、「指定管理者の選定に当たり、審査項目が七つあるが、この項目の妥当性について、その都度検討しているのか」との質疑に対し、「審査項目及び配点基準については、外部有識者が参加した第1回埼玉県営公園指定管理者候補者選定委員会で、妥当性を確認しながら進めている」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第169号議案について、「負担金単価の改定の根拠となっている、下水処理に要する経費見込額はしっかり算定されているのか」との質疑に対し、「過去の実績等を踏まえた令和3年度の当初予算をベースに今後5年間の経費を見込み、必要な調整をした上で、経費及び水量を算出している」との答弁がありました。

このほか、第156号議案、第165号議案及び第166

号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第169号議案については多数をもって、第151号議案、第156号議案及び第162号議案ないし第166号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告



副委員長 山口京子

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第151号議案について、「令和5年度までにトイレの洋式化が完了するとのことだが、改修が必要な学校は何校あるのか。また、和式便器が残っている学校の洋式化はどうするのか」との質疑に対し、「令和4年度に22校、令和5年度に15校、この事業以外の大規模改修等の中で洋式化を行うのが6校である。また、和式便器が半分以上残っている学校は令和5年度までに洋式化し、それ以外の学校から洋式化の要望があった場合、財源の状況を踏まえながら、改修を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、第167号議案について、「委託料の年平均額が上昇しているのはなぜか。また、地元企業の活用や地元の方の雇用など、地域への配慮を行っているのか」との質疑に対し、「大きな要因として、人件費の増加があり、そのほかにも、プラネタリウムの機器更新経費の増加などがある。また、地域への配慮については、製作体験のクラフト材に地元の西川材を活用したり、機器点検を地元業者に依頼したりしている。現在勤務している職員13人のうち11人は

地元の方を雇用するなどを行っている」との答弁がありました。

また、「過去の指定管理者の取組を開示し、その課題を踏まえて県が希望する今後の取組を示すという民間感覚を持って公募を行うことで、事業者の参入意欲が湧き、県民サービスの向上にもつながると考えるが、どうか」との質疑に対し、「公募の際の要項や資料に、これまでの取組等を示すとともに、実際の現場や利用状況を見ながら説明し、参加の判断をいただいている。今後もこうした取組を進め、県民サービスの向上につなげたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第5号につきましては、請願者2,098名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査につきましては、不採択とすべきとの立場から、「それぞれの項目において、適切な対応が既に実施されていることが認められており、また『学校納付金の無償化』については、地域や学校の実情に応じて、取扱いに特色や差がある中、一律無償化することは財源の確保だけでなく、公平性や柔軟性の観点から、極めて慎重な判断が必要である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「新型コロナウイルスから子供たちの命と健康を守り、学習権を保障することはこれまで以上に重要であり、昨年度の全国児童生徒の不登校や自殺は過去最高である現状を踏まえ、教師の負担軽減やゆきとどいた教育のため、少人数学級が求められている。また、特別支援学校建設等の対策が追い付いておらず、現在進めている高等部中心の対策では教室不足には不十分である」との意見が出されました。

さらに、趣旨採択すべきとの立場から、「35人学級の早期実現、教員の多忙化解消のための増員については、必要なことと考える。しかし、教材費等の学校納付金の無償化、県独自の就学援助制度・給付型奨学金の拡充は財政上の観点から、調査研究が必

要であり、また、特別支援学校の教室不足は、中学校まで普通学級に通っていた児童生徒が高校段階では特別支援学校に進学するなど様々な理由があり、学校建設以外にも多様な手法で進めていく必要がある」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、平成14年6月定例会の本委員会における附帯決議に関連して「埼玉県における中高一貫教育の検証結果について」の報告がありました。

この中で、「伊奈学園の果たした役割、積極的に評価すべき点をどう捉えているか。また、その成果は、伊奈学園であったからこそなのか。また、他の県立高校に普遍化できるのか」との質問に対し、「大学進学だけでなく、体験学習等を通して、6年間のゆとりの中で、自分の進路を見つめて進んでいく。そうした主体性のある生徒の育成ができていくことが成果であると捉えている。また、総合選択制という伊奈学園だからできたのか、他の普通高校が中高一貫校となった場合に、成功部分を移行できるのかについては、これから研究検討が必要と考える」との答弁がありました。

また、「公教育においては優秀な児童生徒を養成するという側面だけでなく、不登校などの問題という側面にもしっかりと対応していくことが求められると考えるが、どうか」との質問に対し、「子供たち一人一人に基礎的な学力を身に付けさせるとともに、健やかな体、豊かな心を育て、自分の人生を自ら切り拓いていける力を育てることが学校の役割だと考える。一方、不登校、いじめや中退を経験するなど、様々な困難な状況の中で一所懸命頑張っている子供たちも、夢と希望をもって自らの人生を切り拓いていけるよう、一人一人に寄り添いながら、適切な支援をしていくことも公教育の大きな役割だと認識している」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「中高一貫教育にかじを切るためにも、不登校特例校も含め様々な課題を抱える子供達に対する支援の研究検討を推進していく必要があると考える。令和4年2月定例会を目的に報告を求める」旨の発言があり、発議したところ、総員をもって了承された次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 権 守 幸 男

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第157号議案について、「クロスボウと銃砲を同等の取扱いにするようだが、クロスボウは銃砲と同等の殺傷能力を有しているのか」との質疑に対し、「警察庁の附属機関である科学警察研究所の実験結果によると、クロスボウは銃砲刀剣類所持等取締法で殺傷能力があるとして規制されている空気銃や拳銃に匹敵する威力を有することが判明している」との答弁がありました。

また、「クロスボウの所持等に関する規制の創設に伴い、クロスボウを回収すると聞いているが、実施状況はどうか。また、所持許可申請について、どのくらいの件数を見込んでいるか」との質疑に対し、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布された本年6月16日から12月14日までに、94本のクロスボウを廃棄するため回収した。また、本県ではクロスボウの所持者を165名、所持本数を209本と推計している。クロスボウは、1本ごとに申請する必要があるため、209件の所持許可申請を見込んでいる」との答弁がありました。

このほか、第158号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について」質問が行わ

れました。

その中で、「条例改正後、手数料徴収に係る約4年間の救助件数はどのくらいか。また、手数料を徴収する区域として6か所を指定しているが、指定区域外の救助件数の方が多いたることである。対象区域を拡大していく考えはあるのか」との質問に対し、「約4年間で18件の救助事例があった。また、現在の6か所は、登山者が比較的多く、救助実績が複数あったことから、指定した。条例の運用開始から約4年が経過し、各種データが蓄積されているので、これらを基にPDCAサイクルのチェックの段階として、今後、多角的な視点で検証を行っていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

5 年計画 特別委員長報告

委員長 齊藤 正 明



5か年計画特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、第118号議案の1件であります。

9月定例会で継続審査となった本議案については、閉会中の11月4日、11月10日、11月17日及び11月19日に審査を行い、各針路について執行部から詳細な説明を受け、質疑を行いました。

さらに、今定例会では、12月20日に審査を行った次第であります。

今定例会中の審査経過の概要について御報告申し上げます。

まず、中屋敷委員から、第118号議案に対する修正の動議が提出されました。

その主な内容を申し上げます。

まず、第1編の総論であるが、この総論は、考え

方を示す箇所当たり、例示の必要性が希薄であることから、一部固有名詞を削除する。

次に、第2編の1の(3)のアの(イ)における主な取組に、災害発生時にその対応が非常に重要なものであるため、「帰宅困難者対策の実施」を追加する。

次に、第2編の2の(3)のカの(ウ)における施策指標に、貧困の連鎖解消に資するものであることから、「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」を追加する。

次に、第2編の3の(3)のエの(ウ)における施策指標で掲げられている「人口10万人当たりの医療施設の医師数」を、「医療施設の医師数」に修正する。

次に、第2編の5の(1)における背景で、「ヤングケアラーの顕在化」及び「性の多様性への意識の高まり」を追加する。

次に、第2編の5の(3)のウの(ウ)における施策指標に、「いじめの解消率」を追加する。

次に、第2編の7の(3)のエの(ウ)における施策指標で掲げられている「人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合」を、「人権啓発事業の参加者数」に修正する。

次に、第2編の12の(3)のイの(ウ)における施策指標に、「販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合」を追加する。

以上、主な修正について申し上げましたが、それぞれの修正理由並びにその他の修正につきましては、お手元の修正案により御確認をいただきたいと思っております。

続いて、修正案に対する質疑を行いました。以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

「小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合を新たに施策指標に加えているが、この『学校内外の機関等』には医療機関も含まれているのか」との質疑に対し、「医療機関も含まれているが、それでも現状値が67.4パーセントであることから、目標値の85パーセントは高い目標となっている。一人でも多くの児童生徒への適切な対応につなげてほしいという強い思いから、当該指標を追加した」との答弁がありました。

た。

その後、討論に入りましたところ、第118号議案に対する修正案及び原案に賛成する立場から、『『感染症対策』への取組が示されているとともに、ポストコロナを見据えた内容になっている。また、修正案は提出されているが、執行部から上程された原案の大切な柱となる部分は残されている。さらに、修正箇所は、質疑を通して指摘してきた『帰宅困難者対策』のように重要かつ必要なものに限られている」との討論がありました。

次に、原案に賛成する立場から、「本計画の中に、競争を原動力とした教育や国の言いなりである直轄事業の記述があることは、本計画が未来志向であるだけに残念であるが、埼玉版SDGsを掲げ、LGBTQに関する理解増進や多様性を重視するなど、新しい時代を拓く意欲が感じられる」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第118号議案に対する修正案については、総員をもって可決し、修正可決した部分を除く第118号議案については、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、この議案に対し、附帯決議として、「埼玉県5か年計画の実施に当たっては、次の項目に掲げる取組を各分野別施策における『主な取組』の施策実現に合わせて推進すること。1 針路1 災害・危機に強い埼玉の構築 ア 危機管理・防災体制の再構築 消防学校における消防職員の教育体制の強化、エ 感染症対策の強化 保健所の体制強化、2

針路2 県民の暮らしの安心確保 イ 交通安全対策の推進 鉄道事業者と連携した鉄道の安心・安全の確保、3 針路3 介護・医療体制の充実 イ

介護人材の確保・定着対策の推進 介護人材としての外国人材の活用、介護職員の処遇改善の促進、ウ 地域医療体制の充実 医療提供体制の充実のための病床整備率の向上、4 針路4 子育てに希望が持てる社会の実現 ウ 児童虐待防止・社会的養育の充実 児童虐待防止におけるヤングケアラー支援の推進、5 針路5 未来を創る子供たちの育成

ア 確かな学力と自立する力の育成 我が国や郷土に対する誇りを育む教育の推進、6 針路6 人生100年を見据えたシニア活躍の推進 イ 生涯に

わたる学びの推進 新しい県立図書館の時代に応じたゼロベースでの検討、7 針路7 誰もが活躍し共に生きる社会の実現 イ 女性の活躍推進と男女共同参画の推進 女性の就業率の向上に向けた施策の展開、ウ 障害者の自立・生活支援 障害者優先調達の促進、8 針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築 オ デジタル技術を活用した県民の利便性の向上 デジタルデバイドの解消に向けた取組の促進、11 針路11 稼げる力の向上 ア 新たな産業の育成と企業誘致の推進 SAITAMA ロボティクスセンター（仮称）の整備推進、イ 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援 北部地域振興交流拠点のゼロベースでの検討、12 針路12 儲かる農林業の推進 ア 農業の担い手育成と生産基盤の強化 農業の担い手としての後継者の確保・育成の強化、違反転用対策の強化、イ 強みを生かした収益力ある農業の確立 試験研究の充実に向けた取組の強化、ウ 林業の生産性向上と県産木材の利用拡大 木造建築技術アドバイザー制度の普及・啓発の強化」との提案がありました。

その後、討論に入りましたところ、附帯決議に賛成する立場から、「質疑を通じて指摘してきた事項が提案者と共有でき、また、趣旨や表現について調整を求めた事項もおおむね対応しており、各委員や執行部とも十分に調整が図られている」との討論があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

さらに、本委員会において、執行部に対し、埼玉県5か年計画の計画書の作成に当たっては、県民に分かりやすい掲載方法とするための対応を求める意見が提案され、総員をもって了承された次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

決算 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



決算特別委員会における審査経過の概要について、

御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっておりました、第119号議案「令和2年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第120号議案「令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、適正な課税事務を進めるための調査の実施、埼玉版SDGsの推進、就職氷河期世代への支援、交通安全対策の推進、消防広域化の推進、建物の壁面・屋上緑化の促進、ペアレントメンター事業の実績、コバトン健康マイレージ事業の執行状況と効果、感染症の影響を受けた事業者への金融支援、明日の農業担い手育成成熟推進事業の成果、川の国埼玉はつらつプロジェクトの進捗状況、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進、学校における働き方改革の状況、交通バリアフリー化対策の推進などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、水道管路の耐用年数と更新の規模、小児医療センターでの小児生体肝移植の実績及び課題、バイオガス発電事業の効果などについて質疑がありました。

その結果、48項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、総務部関係において、「高齢層職員の能力及び経験が若手職員へ十分に継承されるよう、適切な人事及び給与等の処遇を進めること」、県民生活部関係において、「シニア世代に対して消費生活被害への更なる防止対策を行うこと」、保健医療部関係において、

「若者の自殺を防止するための対策を強化すること」のほか、41項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、病院事業会計において、「がんゲノム医療の実績と効果を更にする」とのほか2項目を、流域下水道事業会計において、「汚水処理費の中でも大きな割合を占める電気料については、引き続き、低減に向けた研究を進めること」の1項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第119号議案及び第120号議案について、賛成の立場から、「第119号議案については、歳入では、個人県民税の株式等譲渡所得割の増や地方消費税の税率の引上げなどにより、県税収入は前年度比で増収になった。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、全ての県民が日本一暮らしやすいと実感できるよう、重点施策に取り組み、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、医療提供体制の強化、雇用の維持及び事業の継続をはじめとした県経済の下支えなどに取り組んだ。また、特別支援学校の過密解消を進めるため、校舎の建設工事や増築の実施設計などを行ったことは評価できる。次に、第120号議案については、企業局所管の事業会計では、震災時においても水道水の安定供給を確保するため、水道施設の耐震化や吉見浄水場拡張関連整備事業を進めるとともに、日頃から施設の点検など維持管理を適切に実施している。また、地域経済の更なる振興のため、産業団地の整備にも積極的に取り組んでいる。病院事業会計においては、がんゲノム医療や小児生体肝移植などの高度専門医療を安定的に提供している。流域下水道事業会計では、老朽化が進む施設の修繕や大規模地震などに対する災害対策を計画的に実施し、バイオガス発電や太陽光発電など自然エネルギーの活用にも取り組み、安定的な事業運営に努めている。以上を評価し、認定に賛成する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第119号議案及び第120号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 藤 井 健 志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生と資源循環社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「市町村の有害鳥獣捕獲に対する県の支援として、個体分析調査委託という形で費用が支払われている。今年度から、この委託費用の単価が大幅に減額となったことは、市町村にとって負担となるが、県としてどのように考えるのか」との質問に対し、「平成27年度に農林業被害に係る特別措置法による交付金制度が開始され、現在、この交付金制度の活用が進んできた。しかしながら、県としても捕獲の促進は必要であると考えており、単価を減額した上で継続したものである。市町村に負担を強いることは考えていないため、今後は関係市町村と丁寧に連携を図って進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「プラスチックごみのリサイクルの現状は、焼却による熱回収が大きな割合を占めている。CO₂を排出しない方法での再利用の推進が大切であると考えるが、技術開発や企業との連携など、県としてどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「来年4月に施行される『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』において、技術開発への支援等は国が主導していくこととされている。県としても、国からの情報を県内企業に提供するとともに、製造事業者とリサイクル事業者をつなぐなど、

官民連携プラットフォームを活用することで事業者間の連携を図っていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 飯 塚 俊 彦



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行い、その中で、予算特別委員会の附帯決議に関連して、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について」の報告がありました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「示されたロードマップは、誰が、どのように達成状況を管理していくのか。また、国の取組が先行した場合、県の計画とずれが生じてくることも考えられるが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「ロードマップで設定するKPIや工程を基に、行政・デジタル改革課が中心のDXプロジェクトを通じて進捗管理を行い、進捗の遅れが見られた場合には、原因を究明した上で、次年度以降の取組に反映させるなど適切に見直していくとともに、本委員会に報告させていただく。また、デジタル庁に派遣している職員を通じた情報収集などにより、国と県の進捗状況を突合し、国の取組とのず

れが生じている場合は、適切に計画の修正を図っていく」との答弁がありました。

また、「県民の利便性を向上させるためのワンスオンリー化により、どのようなメリットが見込めるのか。また、市町村も含めて情報の一元化を進めていくことで、県民サービスの向上が図られると思うが、どうか」との質問に対し、「ワンスオンリー化によって、行政手続きにおける2回目以降の入力が不要になるといった効率的な事務処理が可能となり、迅速かつ正確に手続きの結果を返信できるというメリットがある。また、行政機関内部でデータの連携を進めることで、市町村とのワンストップの処理が視野に入ってくるが、技術的な難易度やデータの整理などの着手には時間がかかるため、課題を整理し、早期実現に向けて対応していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 浅井 明



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉高速鉄道株式会社」、「公益財団法人埼玉県産業文化センター」及び「公益財団法人埼玉県産業振興公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳

細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉高速鉄道株式会社について、「本年10月1日に『埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例』が施行されたが、鉄道利用者にはどのように周知をしているのか。また、鉄道利用者の利用状況はどうか」との質問に対し、「ポスターやデジタルサイネージ、エスカレーター前の放送装置等を用いて周知している。利用状況については、エスカレーターでは立ち止まることが浸透している一方で、右側が空き、左側が混雑するという課題が出てきた。今後は左右2列で並んで利用していただけるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業文化センターについて、「現在、ホール棟が改修工事中であるが、コロナ禍で部品等が入手しにくい状況のようである。どうしても入手が困難な部品等については、代替品を活用するなど、柔軟に調整できないのか」との質問に対し、「工事を施工するに当たって、関係機関で定期的に会議を行っている。その中で十分に協議を重ねて柔軟に対応し、工事に支障がないよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県産業振興公社について、「コロナ禍において、原材料や人件費の高騰など中小企業は厳しい状況に置かれているが、どのように支援していくのか」との質問に対し、「中小企業の実況が一段と厳しくなっている中、感染症対策も含めた事業継続計画の策定支援により企業の強靱性を高めていく。また、企業の生産性向上を図るためAI・IoTの活用支援も行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、埼玉高速鉄道線の延伸に向けて、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 木下博信



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「プラチナ・サポート・ショップの登録店舗数について、全県で2,185件では少ないと思うが、登録店舗数を増加させるためにどのように取り組むのか。また、利用者である高齢者の認知も進んでいない状況であるが、どのように啓発していくのか」との質問に対し、「登録店舗数の拡大に向けて、県はスーパーマーケットなどのチェーン店に協力を依頼し、市町村の生活支援コーディネーターは地域の店舗に対して登録のお願いをしている。しかしながら、コロナ禍の影響で思うような進捗が図られていない状況もあるので、今後、業態別に積極的な働き掛けを行っていく。また、県民への啓発については、ホームページや広報紙などで周知をしているものの、高齢者がホームページの情報へたどり着くことが難しいとの声も聞いている。例えば、生活支援コーディネーターが作成する地域資源マップへの掲載など、様々な機会を捉えて周知していく」との答弁がありました。

次に、「介護人材の確保が難しい中、コロナ禍の影響で失業者は増加している。失業者を介護業界へつなげていくためにどのような支援を行っているのか」との質問に対し、「介護未経験者から相談を受けたり、研修を実施するなど、介護業界へ就職するまでの一貫した支援を行っている。今年度はコロナ禍の影響も考慮し、市町村の生活困窮者窓口とも連

携してPRするなど、多くの方の就職につなげられるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 宇田川幸夫



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「障害者雇用総合サポートセンターの精神障害者に対する支援状況はどのようになっているか」との質問に対し、「同センターでは、精神障害者の支援のために、精神障害者雇用アドバイザーと精神保健福祉士によるチーム支援を行っている。このチームを企業へ派遣し、従事可能な業務の切り出しなどのアドバイスを行うとともに、精神保健福祉士からは精神障害者雇用に関する配慮事項のアドバイスを行っている。同センターの支援により、昨年度は183人、今年度は10月までに111人の精神障害者の方が企業に採用されている」との答弁がありました。

次に、「多様な働き方実践企業認定制度について、県が認定企業に付与するインセンティブには、どのようなものがあるのか」との質問に対し、「現在、

県の建設工事の入札参加資格申請時に、認定企業へ一律10点を加点している。また、総合評価方式による建設工事請負入札時には、シルバー認定企業に0.5点を、ゴールド及びプラチナ認定企業に1点を加点している。このようなインセンティブがあることにより、建設業の認定申請が増加している。これらのメリットを周知しながら、新規認定や認定企業の上位区分へのステップアップにつなげていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安藤友貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」ですが、今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「無電柱化事業について、令和2年度から令和8年度までに8.2km整備をするとのことだが、事業の加速化は検討しているのか」との質問に対し、「無電柱化事業は、設計段階から東京電力やNTTなどの電線管理者、上下水道、ガスなどの占有者との調整が繰り返し必要となる。また、施工段階においては、支障となる埋設物の移設や、電力通信の供給工事を段階的に行う必要がある。県としても、無電柱化事業は防災性の向上に大きく寄与するため、

引き続き、各管理者等との調整を早期に行い、少しでも事業期間の短縮が図れるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「水害対策における貯留機能の活用について、県では、市が実施する校庭貯留と田んぼダムの数や貯留する水の容量などを把握しているのか」との質問に対し、「校庭貯留については、行田市が小学校4校で整備を予定している。容量については、現在、設計を進めている。田んぼダムについては、行田市が忍川の流域での実施に向けて検討しており、具体的な数値の積み上げについて調整中である」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 松澤正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」ですが、今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「プラチナキッズサテライトの対象者は、プラチナキッズの選考から漏れたものの、一定の水準以上の能力を持つ子供となっている。そのような子供は、ステージが変わらない限り、プラチナキッズの対象にはなれないが、子供の能力は様々な要因で伸びるため、その可能性を踏まえた柔軟な考え方

ができないのか」との質問に対し、「子供の可能性を固定し、芽を摘んでしまうようなことがあってはならないと考えている。そこで、各種スポーツ団体と連携を図りながら幅広い視点で子供の能力の可能性を伸ばせるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「上尾市に整備予定のスポーツ科学拠点施設は、本県のアスリートにとって重要な施設になる。この施設でしかできないことと各地域の施設でできることを確認し、連携することが重要だと考えるがいかがか」との質問に対し、「スポーツ科学拠点施設と同様の機能を備えている大学や研究機関と連携を図り、県民の利便性を考えれば、身近にある施設で測定した結果をスポーツ科学拠点施設で集約し、分析や活用していくことが理想だと考えている。そうした連携やデータの活用がスムーズに行えるよう、現時点からデータの蓄積や連携先の確保に努めている」との答弁がありました。

次に、「アスリートの就職支援について、アスリートが安心して生活をしながら競技を続けられるために、県は就職受入れ先企業を増やすよう、どのような取組を行っているか」との質問に対し、「県内の経済団体の会合に職員が出向いて制度の説明を行い、また、金融機関に取引先等へのチラシの配布を依頼するなど地道な取組を進めている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会におけ

る審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「第6波への備え」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「各市町村へのワクチンの配布について、来年2月の接種分から55対45の割合でファイザー社製と武田/モデルナ社製が配布されると聞いている。前回までは、ほぼファイザー社製が配布されていたと認識しているが、市町村職員や県民は、副反応を含めて交接種に対する安全性や有効性について不安を感じている。混乱を避けるために十分な説明が必要と思うが、どうか」との質問に対し、「市町村職員や地元の医師も不安に思われていることは承知している。県では、国からの通知後に、速やかに市町村説明会を実施し、体制整備を依頼した。また、武田/モデルナ社製のワクチン接種について、医師に対しても、医師会が参加する説明会に職員を派遣し、武田/モデルナ社製のワクチンの安全性等について説明したところ、医師からは『武田/モデルナ社製ワクチンの安全性や有効性について理解し、接種に協力したいと思うが、県民が少し不安を持っているのでPRしてほしい』という意見があった。そこで、先月知事が堀内詔子ワクチン接種推進担当大臣に面会したときに、国民に対して武田/モデルナ社製の有効性についてしっかりとPRしていただきたいと要望したところである。また、国から示された国民向けのリーフレットなども使いながら、安全性や有効性について、県民にPRしていきたいとの答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染患者の受入れにより、医療機関の経営状況がひっ迫している」と聞いている。県内では104の医療機関で受入れを行っているが、こうした医療機関の個々の経営状況を把握しているのか」との質問に対し、「日本病院会や全日本病院協会に登録している病院の全体の経営状況は把握している。また、個々の病院について、救命救急センターや周産期医療センターを有する病院の経営状況は確認しているが、それ以外の病院につい

では確認していない。ただ、非常に厳しい経営状況であることは理解しているので、国に対して、しっかりと財政支援を行っていただきたいと要望している」との答弁がありました。

次に、「医療機関ごとの病床使用率にばらつきがあった。今回、見直しを行った病床確保計画では、8割の病床使用率となっているが、本計画の実効性がしっかりと担保できるのか」との質問に対し、「第5波では、本年8月21日の病床使用率が最大で、72.4%であったが8割には達していない。第6波への対応として、8割以上の病床使用率を目安とする受入れ条件を書面で締結したほか、県としても、今後は入院調整のルールを各医療機関に周知していく。また、軽症用ベッドの有効利用を図るため、調整本部で重症患者の転院を調整することも予定している。このようなことを組み合わせて、病床使用率の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「ワクチンの保管について、低温での保管など特別な管理が必要であるが、何らかの理由でワクチンが廃棄されていると聞いている。県として市町村のワクチン廃棄量をどのように把握しているのか」との質問に対し、「大量の廃棄が生じた場合には、市町村から県に報告があり、9月以降6市町から大量廃棄の報告を受けた。注意すれば防げる事例もあるので、報告した市町には厳重に注意し、そのほかの市町村に対しても説明会などを通じて、注意喚起を行っている。今後、3回目の接種を進めるに当たり、貴重なワクチンの大量廃棄が生じることがないように、市町村に対し、管理について、再度注意を徹底していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。